

平成24年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
文化振興課	平成24年度希望が丘文化公園施設整備事業委託(その8)	野外活動ゾーン第4サイト木造橋改修工事	平成24年10月18日	公益財団法人滋賀県文化振興事業団	7,500,000	下記理由により(公財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
情報政策課	びわ湖情報ハイウェイ運用保守業務委託	びわ湖情報ハイウェイ運用保守業務	平成24年10月1日	西日本電信電話株式会社滋賀支店	149,940,000	当該業務にあたっては、ネットワークの構成および機器の設定内容を熟知していなければ対応ができないため、構築・運用保守を行っている当該事業者以外では業務の遂行ができないため。	2号	3イ
情報政策課	ファイルサーバ等保守運用業務委託	ファイルサーバ等保守運用業務	平成24年12月19日	扶桑電通株式会社	9,717,120	当該事業者は、本県に導入されているファイルサーバの設計、構築および保守を担当し、その構成や設定等を熟知している。ファイルサーバを安定的かつ安全に運用するためには、高度な専門知識と技術に加え、これらの情報が不可欠であることから、本県においてそれを実施できるのは当該事業者以外にないため。	2号	3イ